

第
3923
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2010年)平成22年 1月25日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 大工等に報酬を支払う場合

Q：大工等に報酬を支払う場合、所得税の源泉徴収、消費税の仕入税額控除はどのように取り扱われますか？

A：給与に該当するのか、事業に該当するのかによって取扱いが違います。

【解説】

大工、左官、とび職等（大工等）が、建設、据付け、組立てその他これらに類する作業（建設作業等）を遂行し又は役務の提供をしたことに対する対価として支払いを受けた報酬は、請負契約もしくはこれに準ずる契約に基づく対価（請負契約等に基づく対価）であるのか、又は雇用契約もしくはこれに準ずる契約に基づく対価（雇用契約等に基づく対価）であるのかによって取扱いが異なり、請負契約等に基づく対価は事業所得、雇用契約等に基づく対価は給与所得に該当することとなっています。

ところで、大工等に報酬を支払う場合の所得税の源泉徴収及び消費税の仕入税額控除は、次のように取り扱われることとなっています。

① 源泉徴収

その報酬が給与所得である場合は、給与所得として源泉徴収が必要ですが、事業所得である場合は源泉徴収が必要ないことになります。

② 消費税の仕入税額控除

その報酬が給与所得である場合は、仕入税額控除の対象になりませんが、事業所得である場合は仕入税額控除の対象となります。

